

ゲック経営社会政策の性格について

佐護, 誉

<https://doi.org/10.15017/2999994>

出版情報 : 経済論究. 28, pp. 57-90, 1972-06. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :



ゲック経営社会政策の性格について

佐 護 譽

目 次

は し が き

I 経営社会政策の発展

- 1 事実としての経営社会政策の発展
- 2 科学としての経営社会政策の生成

II 経営社会政策の概念

III 経営社会政策の対象・内容・課題

むすび—ゲック経営社会政策の性格

は し が き

周知のごとく、ドイツにおいては、いわゆる経営学は主として経営経済学（Betriebswirtschaftslehre）、すなわち経営の経済学的研究として発展して来た。ところで、この経営経済学はその論理的制約の故に、経営の社会的側面（＝経営における人間・社会問題）を取上げることは出来なかった。この科学はそのような枠組・論理構造にはなっていなかった。（これは戦前のそれについての性格づけである。戦後は多少事情が異なっている）。経営経済学体系のなかに労務論（Die Arbeit）は位置づけられてはいたが、これに対してはきわめて従属的な地位しか与えられていなかった。すなわち、その内容（＝経営経済学的労務論の内容）は、経済性の観点からの生産要素としての労働（Die Arbeit）の最適形成論と労働報酬論（＝賃金論）に尽きており、経営の社会的側面を取上げる余地はまったくなかったと言ってよい。

一方、社会政策は失業問題、賃金問題などのきわめて一般的な諸問題を取扱い、「社会的諸関係の交点、一般社会生活における活動の中心点、また労働者

の運命の旋回点²⁾としての、そしてまた「社会的攪乱の中心点³⁾としての「経営」に注意を向けることもなく、従ってまた経営の社会問題を取上げることも出来なかつた⁴⁾。この点に関してブリーフスはこう述べている。「国家的社会政策は、その一般的な目的ならびに施策の性質上、経営をますます背後に押しやってしまう。——というのは、この国家的社会政策は、……上から、外部から画一的に社会問題に接近し、……(社会)不安の心理的ならびに社会的根源よりも社会的窮境状態の外面的にまた客観的に確証しうる諸現象を認識する。従来の型 (Stil) の国家的社会政策は、……経営を社会不安の坩堝として十分に認識することが出来なかつた」(力点は佐護)⁵⁾と。

経営経済学も社会政策も取上げえなかつた経営の社会的側面 (= 経営の社会問題) を正面から取上げたのが、経営社会学であり経営社会政策^{*}であった。従って、萌芽的なものは以前にもあったとはいえ、ドイツにおいて経営の社会的側面が注目され本格的に研究されるようになったのは、比較的新しい⁶⁾。1928年のベルリン工科大学における「経営社会学・社会的経営論研究所」(Institut für Betriebssoziologie und soziale Betriebslehre an der Technischen Hochschule zu Berlin) の設立に端を発すると言ってよからう。ここにおいて Briefs を所長とし、Jost, Geck, Schwenger 等を所員とするメンバーによって経営の社会問題の研究が本格的に開始されることになる。

* 以下、小稿においては、わたしは経営社会政策と経営的社会政策とを使いわけることにする。「経営社会政策」は一般的にそれを言う場合または最広義のそれを言う場合に用い、「経営的社会政策」は社会的経営政策と対比された場合の狭義のそれをさすものとして用いる。

ブリーフスは研究所の目的についてこう言っている。「研究所の仕事は、社会的諸関係の交点、一般社会生活における活動の中心点、また労働者の運命の旋回点としての経営は、十分に研究もされず探究もされていないという事実から出発する。経営社会学の対象としての社会関係および社会過程という事実も社会的経営関係の最適形成のための諸施策——社会的経営政策——も、従来、経営実践家によっても科学者によっても適切に評価されもせず論じられもしなか

った。従って、研究所の仕事は研究および科学においてなおざりにされていたものを取上げるよう試みることである」と。

経営社会学による経営の社会問題の認識と共に、経営社会形成に対する「経営」の自己責任論としての経営社会政策もまた発展する。——「科学的経営社会政策は、産業経営の特殊の人事・社会問題性の認識と共に生成しかつ成長する。」(S.19) この経営社会政策は、形としては国家的社会政策を補完するものとして論じられた。

先駆者達 (Schmoller, Ehrenberg, Wenschuh, Lechtape, Thalheim…… etc.) の後をうけて、経営社会政策の①事実としての発展と②科学としての生成、という二つの歴史的研究をふまえて、その理論構成・体系化を試みたのがゲックであった。彼は当時における経営社会政策 (betriebliche Sozialpolitik) と社会的経営政策 (soziale Betriebspolitik) という用語の軽卒な無反省的併用を排し、両者をそれが追求する目的の相違によって峻別することからこの作業を始めた。この区別は1931年刊の彼の著書 „Die sozialen Arbeitsverhältnisse im Wandel der Zeit“ (これは研究所の研究叢書の第一巻である) のなかにすでにみられる (Vgl. S. 137) が、これが明確に定式化されたのは1935年刊の „Grundfragen der betrieblichen Sozialpolitik“ (1933年執筆, 1934年補筆) においてであった。

ところで、経営社会政策に関するゲックの論述は決して明晰なものとは言えない。それは一義的でなく、多くの点で不明瞭さ、曖昧さを残しており、その全体像は把握にくい。ゲックの経営社会政策に関してはすでに石坂巖教授の研究があるが、小稿においては、ひとまず彼の論理展開を内在的に追いながら、わたしなりに彼の論点を整理することによって彼の経営社会政策の全体像を把握、その性格を明らかにし、そして最後に若干の問題点を指摘してみたい。このことによって、戦前におけるドイツ経営社会政策の性格の一端を知ることも出来るであろう。

わたしはこう理解する。——ゲックの経営社会政策論の性格は、全体社会の一つの肢体 (ein Glied) である相対的に独立した社会構成体としての「経営」

の自己責任論としての規範的経営社会形成論、しかもぎわめて濃厚に倫理的・規範的色彩をおびた経営社会形成論であるとみることが出来る。そして、このことは彼の①社会形成政策 (Gesellschaftspolitik) ¹⁰⁾ としての経営「社会政策」観、②「倫理的に担われた現実的・積極的課題」による経営社会政策の基礎づけ方、ならびに③「経営」観のうちに明白に読みとることが出来る、と。

以下、小稿においては、彼の経営社会政策の概念、本質、対象、内容ならびに課題を考察することを通して、この点を明らかにしていきたい。また、若干の問題点、すなわちゲックの二元論的思考ならびにそれと関連している彼の経営社会政策概念の曖昧さを指摘しておきたい。

〔注〕1) 戦前のドイツ経営経済学体系における労務論の位置づけを知るためには典型的なものとして— Mellerowicz, Konrad : Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 2. Aufl., Berlin und Leipzig 1932. Fischer, Guido : Betriebswirtschaftslehre. Eine Einführung, 1. und 2. Aufl., Leipzig 1935, 1940. また、経営経済学体系における労務論の位置と内容に関しては次のものを参照。副田満輝「ドイツ経営経済学体系における労務論の位置と内容④」(九大「経済学研究」第35巻第1・2号)

- 2) Briefs, Goetz : Vorwort zu ; L. H. A. Geck, Die sozialen Arbeitsverhältnisse im Wandel der Zeit. Eine geschichtliche Einführung in die Betriebssoziologie, Berlin 1931, S. III. 以下、同書は „Die sozialen Arbeitsverhältnisse~“ と略記する。
- 3) Briefs, Goetz : Vorwort zu ; P. C. Bäumer, Das Deutsche Institut für technische Arbeitsschulung (Dinta), München und Leipzig 1930. また „Schwenger, Rudolf : Die betrieblichen Sozialpolitik im Ruhlkohlenbergbau, München und Leipzig 1932“ に対するブリーフスの序文には次のような表現がみられる。「社会的葛藤の中心点としての経営, 社会不安の火床の一つとしての経営生活, 全社会的存在における作用・形成要因としての経営の位置と大いさ, これは一つの認識分野である。」「もっとも密集した社会的諸関係としての, またもっとも激しい社会的攪乱の空間としての経営…。」
- 4) レヒターペは当時の社会政策が経営の社会問題に関していかに無知であったかを指摘している。Lechtape, Heinrich : Die menschliche Arbeit als Objekt der wissenschaftlichen Sozialpolitik, Jena 1929, insbesondere, SS. 28—30.

- 5) Briefs, Goetz : Betriebsführung und Betriebsleben in der Industrie, Stuttgart 1934, Vorwort, S. VII.
- 6) クルスは次のように言っている。「われわれが、参加者および観察者の問題意識から出発するならば、産業経営は100年以上もの間、単なる技術的・経済的構成体として存在していた。その社会的側面、すなわち経営過程に参加している人々の共同生活の様式 (die Art und Weise) は、これに反して、自づから理解されるように思われた、それ故に何ら特別の問題に値しないように思われた。ごく最近になってようやく、人々は、経営における人間の共同生活もまた固有の法則ならびに合法則性の支配下にあり、調整 (Regelung) を必要とする、と把握するようになった。」(Kluth, Heinz: Soziologie der Großbetriebs, Stuttgart 1968, S. 7) また、ハックスは次のように述べている。「従来、経営事象の技術的側面と経済的側面のみに科学的注意が払われていたので、経営の科学 (die Wissenschaft von Betrieb) はまず二つの形態で、すなわち、技術的経営論と経済的経営論 (die technische Betriebslehre und die wirtschaftliche Betriebslehre) として発展して来た。このことから、根本的に新しい観点、すなわち人間的・社会的側面からの経営事象の体系的な研究が、経営論の新しい形態の発展へ導びかざるをえない、という結論が出てくる。技術的経営論ならびに経済的経営論とならんで、第三のものとして、社会的経営論 (die soziale Betriebslehre) が登場するであろうが、これは技術的・経済的・社会的構成体としての経営の性格に照応するものである。」(Hax, Karl : Die menschlichen Beziehungen im Betrieb als Gegenstand wissenschaftlicher Forschung, in : ZfHf, Neue Folge 2. Jg., 1950, S. 391) この論文に関しては次のものを参照。副田満輝「ドイツ経営経済学体系における労務論の位置と内容 ②」(九大「経済学研究」第35巻 5・6号)
- 7) Briefs, Goetz : Vorwort zu ; L. H. A. Geck, Die sozialen Arbeitsverhältnisse~, 1931, S. III.
- 8) 石坂巖『『科学として』の経営社会政策の体系的構造』(「経営社会政策論の成立」有斐閣, 昭和43年, 第6章)
- 9) ゲックは社会構成体または関係構成体 (soziales Gebilde order Beziehungsgebilde) を、L. v. ヴィーゼに従って「お互に密接に結びついているので、統一体として把握されうるものとして存在している多数の諸関係」とみなす、と言っている。(Geck : Die Sozialen Arbeitsverhältnisse~, 1931, SS. 1—2)
- 10) ゲックは Gesellschaftspolitik を「人々の共同生活の秩序ならびに人々の一定の福祉をめざす形成の試み」と規定しているので、訳語としては

「社会形成政策」をあてることにした。(L. H. A. Geck : Staatliche Sozialpolitik - Gesellschaftspolitik - Betriebliche Sozialpolitik, in : Soziale Praxis, 40. Jg., 1931, Sp. 49)

I 経営社会政策の発展

ゲックはこう考えた。——経営社会政策をめぐる議論には概念上の明白さ (die begriffliche Klarheit) だけでなく、事実上の明白さ (die tatsächliche Klarheit) も欠けていると言われているが、これは経営社会政策の概念、本質、課題および内容を論じる前に「①事実としての (als Tatsächlichkeit) 経営社会政策の発展と②科学としての (als Wissenschaft) 経営社会政策の生成に関する研究」が十分に行なわれていないからである、と。それ故に、①と②という二つの歴史的研究をふまえて、③経営社会政策の理論構成・体系化を試みることを、——これがゲックが自からに課した課題であった。

従って、経営社会政策論の生成史上におけるゲックの位置を知り、あわせて彼の問題意識をより鮮明にするために、①と②をきわめて簡単に概観しておくのも無駄ではなからう。(以下、1. はゲックの研究²⁾に依拠しながら、2. はそれを手がかりにしながら述べることにする。)

1 事実としての経営社会政策の発展

ゲックが経営社会政策の体系化を試みた当時、一般に、いわゆる経営社会政策またはいわゆる福祉施策 (die sogenannten Wohlfahrtseinrichtungen oder Wohlfahrtsmaßnahmen. ここでは主として産業におけるそれを言っている) の名のもとで、本来の福祉施策³⁾と労働・人事政策的施策 (die arbeits- oder personalpolitischen Maßnahmen) が理解されていた。そして、これらのうち「産業経営の (本来の) 福祉施策は、イギリスにおいては18世紀末以来、また、アメリカ合衆国、フランスおよびドイツにおいては19世紀前半以来指摘されうる」(S. 6)。また一方「物的経営成果の達成を確実にするための労働・人事政策的施策もまた、すでに1850年以前にも、それほど稀ではなかった。」(S. 7)

もっとも、この労働・人事政策的施策は19世紀においても証明はされうるけれども、19世紀から20世紀への移行期に至るまでは、いわば微々たる場所を占めているにすぎず、19世紀末頃迄は、労働者の福祉を目的とする本来の福祉施策が、主として労働・人事政策的施策の効果を持つに止まっていた。19世紀末頃から、前者から後者への発展がみられた。——「19世紀末頃、産業の新たな発展局面が福祉施策から人事的労働政策 (eine peronale Arbeitspolitik), 労働状態を庇護する人事政策 (Personalpolitik) への経営社会政策の重点の移動を促進した。⁴⁾しかしそうだからといって、福祉政策 (Wohlfahrtspolitik) が次の時代においてその範囲と意義を減じたわけでは決してなかった。」(S. 10) 以来、福祉政策と人事政策とが共存するようになった事実が重要なのである。特に第一次大戦を契機として、これら両者のいちじるしい発展がみられる。

ところで、ゲックによればいちおう性格を異にするとみなされる福祉政策と人事政策とが、当時においては、いずれもいわゆる経営社会政策または福祉政策の名のもとに、明確に区別されることなく理解されていた。ゲックはこれら両者の区別の重要性を指摘する。すなわち、「……いわゆる福祉施策から、まず第一に本来の福祉施策、すなわち、もっぱらまたは主として福祉事業的な意図で行なわれている労働者の福祉のための施策と、第二に労働・人事政策的施策——これは時として慈善的な意図の場合もあるが、主として労働・人事政策的成果を考慮して行われる——を区別すること」(S. 7) の無条件的必要性の指摘である。⁵⁾目的または意図の相違に着目して、本来の福祉政策 (= 経営的社会政策) と人事政策 (= 社会的経営政策) とを峻別することによって、ゲックは経営社会政策の理論構成を試みたわけである。

以上が事実としての経営社会政策の発展である。⁶⁾

2 科学としての経営社会政策の生成

事実としての経営社会政策の発展とかなりの間隔において、科学としての経営社会政策の生成がみられる。なぜならば、「ただ単に『社会問題』または『労働者問題』を言い、これらの『諸問題』の解決を試みるのが普通のことであ

る限り、またこれらの諸問題を考察するにあたって、問題性の経済的側面と人間的側面との明白な区別がなされ、社会全体を特殊なもの、諸部分、諸肢体または諸器官の全体とみなすようにならない限り、そしてまた産業経営の特殊な社会問題性が発見されない限り、明白に認識された課題としての経営社会政策に対する眼は閉ざされたままである。科学的経営社会政策は産業経営の特殊な人事・社会問題性の認識と共に生成しかつ成長する」(S.10)からである。ここでは、紙幅の関係上、ドイツにおける経営社会政策論の生成に限定して述べることにしたい。

ゲックは言う。——1890年代にシュモラー (Gustav Schmoller) が経営社会政策の入口に達し、エーレンベルク (Richard Ehrenberg) がその入口を押し開け、ヴィンシュエ⁷⁾がその敷居をまたぎその領域の多くの部分に立入った最初の人である、と。そして、これらの人々に続いて、1922年に「集団生産」に関するヘルパッハ=ランク⁸⁾の、「職場移植」に関するローゼンシュトック⁹⁾の、作業・経営組織的研究があらわれた。これら両著は、社会政策との関連において経営社会政策を問題にしたのではなく、作業組織的または経営組織的な経営的社会改革 (die betriebliche Sozialreform) を論じたにすぎないものであった。

ヴィンシュエ、ヘルパッハ=ランクおよびローゼンシュトックとは独立に、労働法学者の一団が経営社会政策の先駆者として挙げられる。そのなかで最も有名な代表者はポットホフ¹⁰⁾である。また、この労働法学者達の立場に近い学者にヴェールレ¹¹⁾がいる。

以上挙げた人々の後をうけて、「専門の科学的社會政策論者として、H・レヒターペ¹²⁾が初めて経営社会政策の敷居をまたいだ。」(S.25) 彼は、①従来の社会政策が社会不安の根源ともいふべき経営、特にその社会問題に注意を払わなかった点、ならびに②それには社会政策的事態 (die sozialpolitischer Tatbestand) を引起す諸原因、そのなかでも特に経営の社会問題 (die sozialen Probleme des Betriebes) の個別的実証研究 (社会学, 社会心理学, 統計学の助けをかりての) が欠けていた点を指摘する。かくして彼については、専門の社会政策論者として初めて眼を経営に向け、経営の社会問題の認識の重要性、特にそ

の社会学的・社会心理学的な個別の実証研究ならびにその認識成果に基づいての経営の社会問題の解決の重要性を指摘した（このことによって彼は経営社会学ならびに経営社会政策論と結びつく）人であると言える。ゲックはレヒターペを評して言う。「経営社会政策に対するレヒターペの議論の意義は、まず第一に、『人間労働と経営』という問題性を独自の問題領域として社会政策的課題ならびに科学的社会政策の全領域に組入れた点にあり、更に、一連の経営社会学的ならびに経営社会政策的個別問題——これに対する解答が適切な経営社会政策の前提である——を提示した点にある」（S.26）と。

ところで、レヒターペはあくまでも科学的社会政策を主張したのであって、経営社会政策という言葉を用いたわけでもなく、それを主張したわけでもない。しかし、彼は言葉こそ用いなかったが、事実上、科学的社会政策の立場から経営社会政策の領域に踏込んでいる。だがそれにもかかわらず、彼は経営社会政策に固有の領域を十分に限定しえたわけではなかった。

経営社会政策という言葉をはじめて用い、その領域の限定を行なったのがタールハイムである。彼はこう述べている。「国家的社会政策と並んで、科学によってまだ依然として十分には評価されていない領域に、国家にはなく、個々の企業または企業者に発し、国家的社会政策を補完するか、またはそれに先行する社会政策がある。わたくしはこれを経営社会政策または自律的社会政策 (*betriebliche order autonome Sozialpolitik*) と呼びたい」と。つまり、18世紀末以来、かなりの数の企業者によって自発的に、国家的社会政策立法の強制の枠外で、支配政策的動機、生産政策的動機、社会倫理的動機、または宗教的・博愛的動機から行なわれており、特に労働者委員会、自発的な労働時間の短縮、工場住宅、工場福祉の育成、利潤参加等に及んでいた諸施策の総体を、国家的社会政策と区別して、彼は経営社会政策または自律的社会政策と呼んだのである。¹³⁾

タールハイムと共に経営社会政策の前史は終りをつげ、その理論構成が本格的に開始される。すなわち、先に述べたごとく、「経営社会学研究所」において、Briefs, Geck, Jost, Schwenger 等によって、経営社会政策ならびに経営

社会学の本格的研究が開始されるわけである。ブリーフスは社会政策から出発し、経営社会学の研究に従事した。——「ブリーフスは……社会政策から出発したが、彼は経営を超えて社会政策に立返ることをせず、研究的には経営で終っており、科学的には経営社会学および経営社会心理学に終っている。」

(S.29) ヨーストもまた経営社会学的研究に止まっていた。シュヴェンガー¹⁶⁾は、もっぱら経営社会政策の個別の実証研究に従事し、その理論構成には深く立入らなかつた。彼の巧績はルール地方の炭鉱業とライン・ヴェストファーレンの重工業の経営社会政策の実証的研究、ならびに経営疾病金庫の研究である。

このようにして経営社会政策の研究はすすめられていったが、1930年代初期においてなお、経営社会政策と社会的経営政策という二つの用語が明確に区別されることなく併用されていた。たとえば、1930年2月10日から14日にかけて行なわれた社会的経営政策をめぐる一連の講演会 (Probleme der sozialen Betriebspolitik, hrsg. von G. Briefs, 1930)¹⁸⁾においても、両者は同じようなものとして用いられていた。

以上述べてきたごとく、経営社会政策には事実上の明白さも概念上の明白さもなかつた。このような状況のもとで、レヒターペによって経営社会学のならびに経営社会政策的諸問題に対する眼を開かれた——また逆に彼はレヒターペに社会学・社会心理学的研究に対する刺激を与えた——ゲックの活動が始まる。彼はブリーフスによって「経営社会学研究所」に招聘され、まず社会学者・社会心理学者として経営の社会問題の研究、つまり経営社会学的研究に従事し、ついで経営社会政策の体系化を試みる (従って彼はブリーフスとは逆の道をたどったわけである)。混乱状態にあった経営社会政策の体系化・理論構成を行なうこと、——これがゲックの課題であった。¹⁹⁾

〔注〕1) Geck, L. H. A. : Grundfragen der betrieblichen Sozialpolitik, München und Leipzig 1935, Einleitung. 以下同書は、„Grundfragen ~“ と略記する。また以下、同書からの引用はすべて本文中に原書の該当ページのみ () 内に入れて示すことにする。

2) ゲックは、経営社会政策の事実としての発展と科学としての生成を独、

米、英、仏の各国についてそれぞれみている。次のものを参照。Geck, L. H. A. : ① Grundfragen~, 1935, Kap. I, Die Entwicklung der tatsächlichen betrieblichen Sozialpolitik., derselbe : ② Das Werden der betrieblichen Sozialpolitik als Wissenschaft in Deutschland, in : Schmollers Jahrbuch, 58. Jg., 1934, SS. 569—583., derselbe : ③ Die ausländische Erörterung um die betriebliche Sozialpolitik, in : Schmollers Jahrbuch, 59. Jg., 1935, SS 13—41. ②は多少書きかえられ、また③はつづめられて、前掲 „Grundfragen~, 1935“に収録されている。

- 3) 政府ならびに民間の調査が明らかにしているドイツにおける本来の福祉政策としてゲックは次のようなものを挙げている。①住宅制度、②生活保護、③経済的援助、④労働者の生命・健康保護、⑤健康回復施策、⑥生活援助、⑦自由時間の形成、⑧その他の一般的保護。(Geck : Grundfragen~, 1935, SS. 9—10)
- 4) 福祉政策から人事政策への発展の契機、または事情に関しては、前掲 „Geck : Grundfragen~, 1935“ SS. 10—18. を参照。
- 5) ゲックはすでに1931年刊の著書において、福祉施策に二つの異質のものがあることを指摘している。「産業福祉施策は、そのかなりの部分が経営的社会政策、すなわち…経営利害によって規定されるのではなく、倫理的義務の意識、人間的慈悲、とりわけ社会生活の健全化に対する努力に根ざしている経営の社会政策の反映を表わしている。これとならんで、経営福祉施策はその少なからざる部分が社会的経営政策、すなわち労働者関係ならびに人間関係を特に考慮することによって、経営成果の促進を志向する目的努力性の反映である。」(Geck, L. H. A. : Die sozialen Arbeitsverhältnisse~, 1931, S. 137)
- 6) 以上、„Geck : Grundfragen~, 1935, Kap. I.“に依拠しながらまとめた。
- 7) Wünsch, Josef : Praktische Werkspolitik. Darstellung einer planmäßigen Arbeitspolitik im modernen Fabrikbetriebe, Berlin 1923.
- 8) Lang, Richard und Willy Hellpach : Gruppenfabrikation, Berlin 1922.
- 9) Rosenstock, Eugen : Werkstattaussiedlung. Untersuchung über den Lebensraum des Industriebetriebes, Berlin 1922.
- 10) Potthoff, Heinz (Hrsg.) : Die sozialen Probleme des Betriebes, Berlin 1925.
- 11) Wehrle, Emil : Betriebsreform, ein Weg zur Reform des Arbeitsverhältnisses ? Nürnberg 1927.

- 12) Lechtape, Heinrich : Die menschliche Arbeit als Objekt der wissenschaftlichen Sozialpolitik, Jena 1929., derselbe : Soziale Prozesse im industriellen Betrieb, in : Kölner Vierteljahrshefte für Soziologie, 8. Jg., 1929/30, SS. 293—301.
- 13) Thalheim, K. C. : Sozialpolitik und Sozialreform bei Abbe, Rathenau und Ford, Berlin (1929?), S. 6.
- 14) Thalheim : a. a. O., SS. 15—18.
- 15) Briefs, Goetz : Betriebsführung und Betriebsleben in der Industrie, Stuttgart 1934.
- 16) Jost, Walter : Das Sozialleben des industriellen Betriebs, Berlin 1932.
- 17) Schwenger, Rudolf : Die betrieblichen Sozialpolitik im Ruhrkohlenbergbau, München und Leipzig 1932., derselbe : Die betriebliche Sozialpolitik in der westdeutschen Großseisenindustrie, München und Leipzig 1934., derselbe : Die deutschen Betriebskrankenkassen, München und Leipzig 1934.
- 18) これに関しては、石坂巖「経営社会政策論の成立」有斐閣、昭和43年、第3章、を参照。
- 19) 以上、ゲックの前掲稿 „Das Werden der betrieblichen Sozialpolitik als Wissenschaft in Deutschland, 1934“ (ただし引用は „Grundfragen~“ からした) を手がかりにして、他の文献によって補足しながらわたしなりにまとめた。なお、戦前のドイツにおける経営社会学ならびに経営社会政策の概要に関しては、さしあたり、次のものを参照。Geck, L. H. A. : Zur Entstehungsgeschichte der Betriebssoziologie, in : Soziologische Forschung in unserer Zeit, hrsg. von K. G. Specht, Köln und Opladen 1951. 市原季一「西独経営社会学」森山書店、昭和42年。尾高邦雄編「労働社会学」河出書房、昭和27年。石坂巖、前掲書。副田満輝「ドイツ経営経済学体系における労務論の位置と内容③」(九大「経済学研究」第36巻第3・4号)

II 経営社会政策の概念

— 経営的社会政策と社会的経営政策 —

まず、ゲック自身が『ドイツにおける科学としての経営社会政策の生成』¹⁾の中で、第三者的な立場から経営社会政策に対する彼の基本的な考え方を述べてい

る箇所を引用することから始めたい。引用としてはきわめて長いものになるが、この箇所は経営社会政策ならびにその理論構成・体系化に対するゲックの基本的な考え方を知る上で重要であると思われるのであえて訳出した。

「…社会学的思索に導かれて、社会政策論者としての彼（ゲック）は、社会構成体としての経営が経済生活ならびに社会生活一般に対して持つ意義とそれを研究することの重要性は、家族が人間の全共同生活に対して持つそれと同じである、と理解するようになった。そして、形成意思（Gestaltenwollen）として社会政策を把握することならびに社会的存在当為の科学（Wissenschaft vom sozialen Seinsollen）として科学的社會政策論を把握することによって、しかも企業者または企業指導者の側からめざされたかまたは与えられた影響を特に顧慮しての経営の社会的存在の解明と分析（訳注：これは経営社会学の課題である）を通して、科学的経営社会政策論に科学的基礎を与えることの必要性を彼は感じた。経営社会学的研究がすぐれた作品を生み出した後、彼は経営社会政策に特別の注意を払った。『社会的経営政策』と『経営社会政策』という名称の軽率な併用という事実は、経営社会政策がなお依然として科学的基礎づけ——このことによってその学問的位置ならびにその領域の内容と範囲が明らかにされる——を必要としていることを証明していた。ゲックはこう説明した、——19世紀、20世紀となるにつれて、ドイツの社会政策はますます個々の社会層のための予防的・救済的窮境対策（vorbeugende order abhelfende Notstandspolitik）になってしまい、社会形成政策としてのその本来の性格を失ってしまった、と。全体としての社会体に注目する全体観の無視と、個々の社会構成体——これは社会的有機体において相対的独立性を有しており、それ故にまた、何らかの程度において独自の社会政策を考慮しなければならない——に対する有機的観点の喪失とが対になっている。社会全体（das soziale Ganze）の十分な機能化を確保するためには、その各々の有機的社会構成体に、それに適した機能がまかせておかねなければならない。しかし、このためには、まず国家的社会政策が社会形成政策としてのその本来の性格に戻ることが要求され、次に——国家が社会政策の唯一の担い手であり続けることは出来ないから——国家的社会政策の分権化と社会政策の自律化（Autonomisierung）が要求される。後者のもとでは、社会構成体またはその指導者による社会政策的努力の担当が理解されるべきである。……はっきりとこう言える、——すべての人間はまさに自分の隣人に対して比較的強い倫理的義務を負っている、また純粋に実際的な理由から、彼と結びついている人々を考慮してその行動（Verhalten）を形成することが彼にとって当を得ているのと同様に、特に産業企業の工場指導（者）——または、余り適切な表現ではないが経営指導（者）——にもまた彼等のもとで活動している人々に対して、人間的課題、すなわち経営社会政策の課題が設定される、と。この課題が実現されるためには、まず社会構

成体としての、すなわち人間の結びつきとしての経営の活動が、共同生活または共働の秩序によって自然必然的に必要とするかまたは命じる施策が要求され、次に経営に属している人々の一定の福祉をめざす施策が要求される。この意味において、経営独自の社会政策または自律的経営社会政策は、一方においては社会的秩序政策であり、他方においては社会的福祉政策である。この自律的経営社会政策は、後者によると広義の社会政策に近いかまたはその本来の部分としてあらわれ、前者によると経営政策、すなわち経営成果を志向する諸努力に近いかまたはその部分である——それが社会的手段の助けによる経営目的の追求、それ故に本来の意味における社会的経営政策をあらわす限りにおいて。詳細にみると、自律的経営社会政策の学問的位置は、全体として、経営政策でもあり社会政策でもあるところにある、——そしてこれら両者によって自律的経営社会政策はバランスがとられるべきである。緊急の場合には、このことは国家的経営社会政策——これはそれ自体としては経営外のまたは他律的経営社会政策である——ならびに雇用者団体のまたは被雇用者団体の経営社会政策のようなものによっても行なわれるべきである。もちろん、国家的経営社会政策は緊急の場合に限定さるを要せず、全国的な社会政策の枠内で、社会全体の維持と促進に照応する性格を持たなければならない。なかんずく、自律的経営社会政策が経営利己的な社会的経営政策にならないよう（監視）することが、国家的経営社会政策の課題である。この可能性が、経営的社会政策——この場合には、意図が純粹にいわば目的としての社会的なもの（das Soziale）それ自体に向けられている——と社会的経営政策——これは純粹に経営目的（Betriebszweck）をめざしており、それ故に社会的手段による経済的・技術的経営政策の継続である——の原則的な区別に注目しておくことを要求する。社会的経営秩序は全体社会秩序の有機的肢体でなければならない。」（SS. 30—32）

以上引用したところを念頭におきながら、まずゲックのいう経営社会政策の概念ならびに本質を考察することにしよう。

彼は社会問題（das soziale Problem）の概念が明らかになるならば、社会政策という一般的概念ならびに経営社会政策という特殊の概念もまた容易に明らかになると考え、次のように言う。

『『社会的（sozial）』という言葉は、なかんずく、一方においては『人間間の（zwischenmenschlich）』、すなわち人間に対する人間の関係にかかわっていることを意味するものであり、他方においては『多数の人間の（mehrmenschlich）』、すなわち一定数の人間にかかわっていることを意味するものである。従って、社会的問題性²⁾（die soziale Problematik）は、個々の何らかの仕方と同じよう

な関係にある人々の生活、または何らかの仕方で人間関係を取結んでいる人々の、人間的に結びついている人々の、または社会構成的に統一されている人々の生活が問題となるところに存在している。」社会的問題性をこのように考えると、これは「多かれ少なかれ、ある一定の階層または階級の人々——福祉または慈恵がかかわりあう個々の人々ではなく——の相対的福祉だけでなく、人々の共同生活の秩序にも関係しうから、すべての社会政策は同時に社会的秩序政策 (die soziale Ordnungspolitik) と社会的福祉政策 (die soziale Wohlfahrtspolitik) を含む。」(S. 54)

ここで、ゲックのいう社会政策とは、先に訳出したところからも明らかなごとく、もちろん、社会形成政策 (これに関しては後であらためて触れる) としてのそれである。ところで、このように把握された社会政策との関連において「経営」をみるとどうなるか。——①企業者または企業の指導者は、産業時代 (Industriezeitalter) の初期以来、人間に対する人間の関係の秩序のための施策だけでなく、②経営において活動している人々の福祉の増進と保証のための施策をも行なって来た。③このようないわゆる経営社会政策の諸施策は、経営諸関係 (Betriebsverhältnisse) に限定されず、部分的には——特に福祉政策は——経営外の被雇用者の生活にも及んでいたし、現在もまたそうである。また④企業者の社会政策的諸施策は、なかんずく、労働時間、若年者・婦女子の雇用、合法的労働者代表制 *rechtmäßige Vertretungen von Arbeitern* (労働者委員会 *Arbeiterausschüsse*, 経営評議会 *Betriebsrat*), 事故防止策などに関する国家の命令によって、しばしば止揚され補完されて来た。ゲックはこのような事実から社会政策との関連における経営の (betrieblich) という語を特徴づけ、ついで経営社会政策 (betriebliche Sozialpolitik) の概念を次のように規定する。

経営のという語は「①『経営の社会的諸関係 (die sozialen Verhältnisse des Betriebes) に向けられた』ということの意味するだけでなく、②『経営と直接的に接触している人間環境 (menschliche Umwelt) に向けられた』ということをも意味していることがわかる。そしてまた、③企業指導者に発する諸施策ならびに諸努力の総体を含むだけでなく、④経営外の権力によって社会的経営諸関係 (die soziale Betriebsverhältnisse) に向けられる諸施策ならびに諸努力をも

含む、ということがわかる。

これに従って、経営社会政策は、経営に発するすべての社会政策ならびに経営に向けられるすべての社会政策として、すなわち、経営において活動している人々の共同生活の秩序（経営社会的秩序政策 *betriebssoziale Ordnungspolitik*）または福祉（経営社会的福祉政策 *betriebssoziale Wohlfahrtspolitik*）を、経営自身において、または経営環境ないしは彼等の経営外的生活において、経営からまたは経営を通じて達成しようとするところの諸努力および諸施策の総体、として定義される。」（SS. 55—56. 番号は佐護。ゴシックは原文ではゲシュペルト）

この引用文中、①と②は経営社会政策の対象を、③と④はその主体を言っている。また、それに続けての経営社会政策の概念規定からも明らかなごとく、経営社会政策には主体を異にする二つの種類のものがあることがわかる。すなわち、「①経営に発し、（経営）独自の規定において経営から実現される社会政策、つまり自律的経営社会政策（*die autonom-betriebliche Sozialpolitik*）と、②経営外の社会構成体によって努力され、承認されるかまたは強いられる——たとえ経営によって実現されるとしても——経営の人間関係、人間的に重要な諸関係ならびに経営環境への働きかけ、つまり経営外的に規定された経営社会政策、または他律的経営社会政策（*die betrieblich fremdbestimmte order heteronom-betriebliche Sozialpolitik*）」（S. 56）がそれである。

ここで主として問題となるのは、もちろん、社会構成体としての経営が自らのイニシアティブにおいて行なう社会政策（＝自律的経営社会政策）である。それ故、もう少し詳しくその概念規定をみておくと、——「われわれが……社会形成政策の意味において社会政策を把握するならば、自律的経営社会政策とみなさるべきは、あらゆる種類の経営的施策を通じて、経営において活動している人々の個人的福祉を維持し（経営的福祉政策 *die betriebliche Wohlfahrtspolitik*）、そして全体または部分を何らかの仕方で攪乱しているすべてのものを排除する目的でその共働労働を秩序づける（社会的経営秩序政策 *die sozialbetriebliche Ordnungspolitik*）ための、経営という社会構成体またはその代表者、すなわち企業指導（者）の試みである。」

ところで、この自律的経営社会政策という意味での「経営の社会政策的諸施策は、まず、もっぱらまたは主として社会政策的究極目的（*der sozialpolitische*

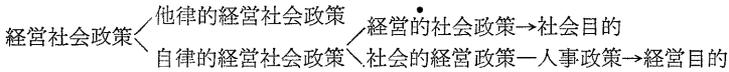
Endzweck) のために行なわれており、それからまた、もっぱらまたは主として経営経済的成果に対する中間目的 (Mittelzweck) として行なわれている」 (SS. 59—60) という事実が明らかになる。従って、自律的経営社会政策には、更に、二つの下位概念 (Unterbegriffe)、つまり狭義の経営社会政策と社会的政営政策とがつけ加わることになる。すなわち、——

「経営社会政策の諸努力および諸施策が、もっぱらまたは主として社会政策的究極目的のために規定されると、狭義の経営社会政策が存在することになり、それらが、もっぱらまたは主として経営経済的成果に対する中間目的として設定されると、社会的経営政策が存在することになる。……狭義の経営社会政策はまず第一に社会政策であり、社会的経営政策はまず第一に経営政策、すなわち技術的・経済的諸要素に対する経営政策が存在するのとまったく同様に、まさに社会的生産要素に対する経営政策、すなわち社会的手段による生産政策である。」 (S. 61)

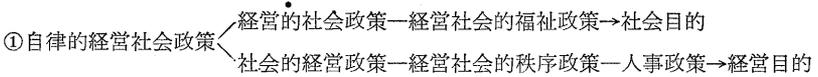
「……経営的社会政策はまず社会政策または社会形成政策であり、社会的経営政策はこれに反してまず経営政策、すなわち経営成果を志向する努力である。」

また、自律的経営社会政策を社会政策の二つの側面である秩序政策と福祉政策との関連でみると、——「……自律的経営社会政策は、一方においては社会的秩序政策であり、他方においては社会的福祉政策である。この自律的経営社会政策は、後者によると広義の社会政策に近いかまたはその本来の部分としてあらわれ、前者によると経営政策、すなわち経営成果を志向する努力に近いかまたはその部分である——それが社会的手段の助けによる経営目的の追求、それ故に本来の意味における社会的経営政策をあらわす限りにおいて。詳細にみると、自律的経営社会政策の学問的位置は全体として経営政策でもあり社会政策でもあるところにある。」 (SS. 31—32)

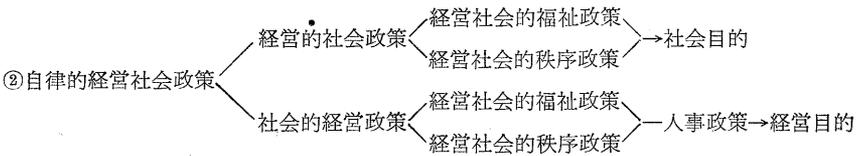
以上みてきたところから、また先に < I の 1 > で述べたところから理解されごとく、ゲックのいう経営社会政策の概念規定は曖昧かつ流動的で、決して明白なものとはいえないように思われる。彼が社会政策の二つの側面であるという「秩序政策、福祉政策」、と「経営的社会政策、社会的経営政策」との関係にしても決して明白なものとは言えないように思われる。この点も含めて概念規定の曖昧さにはあらためて後で触れることにして、いちおう図式化してみると、——



自律的経営社会政策を取上げ、社会政策の二つの側面である福祉政策と秩序政策との関連で図式化してみると、次のようになりそうである。



また、自律的経営社会政策も社会政策である限り、やはり秩序政策と福祉政策の二側面を持つはずであるから、次のようにも読みとれる。



しかし、経営的社会政策の場合には福祉政策に、社会的経営政策の場合には秩序政策に力点があると解釈すれば、いちおう①の図式化で理解してよさそうである。

このように、追求する目的の相違によって、自律的経営社会政策は経営的社会政策と社会的経営政策とに区別されたわけである。従って、当然のことながら、ある施策がそれらのどちらに属するかのメクルマルは、その意図または目的——社会目的か私経済的経営目的か——によるわけである。もちろん、「流動的なものも少なからずある。」(S. 61) このように考えると、両者の異質性は明らかであるように思われる。この点、ゲック自身も、社会的経営政策の設定する「経営目的はしばしば人間の前に存在し、人間を十分に顧慮しない」(S. 62)と述べ、続けてこう言っている。「狭義の自律的経営社会政策が19世紀——国家的社会政策が余り発展していない時代——を通じて、そしてまた現代に至るまで、被雇用者のために多くの福祉活動を実現してきており、多くの点で国家的社会政策の先駆者になったとすれば、社会的経営政策は過去において大きい社会不安の主要な出発点の一つとなった」(S. 62)と。両者の異質性は明らか

である。

では、社会目的を追求する経営的[・]社会政策と経営目的を追求する社会的[・]経営政策という異質のものが、ゲックにおいては、矛盾なくいずれも自律的[・]経営社会政策として統合されることがいかにして可能なのか。その統合の根拠はどこにあるのか。そもそも「自律的[・]経営社会政策の学問的位置は、全体として、経営政策でもあり社会政策でもあるところにある」(S.62)とはどういうことなのか。これに対する答は、ゲックの①「社会政策」観、②「倫理的に担われた現実的・積極的課題」による経営社会政策の基礎づけ方、ならびに③「経営」観のうちにあるとみることが出来る。②と③については<Ⅲ>で触れるとしてここではまず彼の社会政策観を考察することにしよう。つまり、今まで形式的ともいうべき経営社会政策の概念規定をみて来たので、次にその本質規定をみなければならない。また、これと関連する限りにおいてその性格にも触れておこう。

ゲックは「人々の共同生活の秩序ならびに人々の一定の福祉をめざす形成の試み⁷⁾」としての社会形成政策の意味において社会政策を把握する。そして、彼はこのような意味での社会政策を形成意思⁸⁾(Gestaltenwollen)として把え、またその科学としての性格を社会的存在当為の科学(Wissenschaft vom sozialen Seinsollen)と規定する。これがゲックのいう社会政策の本質である。この規定からも理解されるように、ゲックのいう社会政策には存在認識(Sein)の側面とその認識成果に基づいての一定方向への形成、しかも規範的⁹⁾形成(Sollen)の側面とがあることがわかる。この点をもう少し詳しくみてみよう。

先に引用した(69ページ参照)ごとく、ゲックはこう主張する、——社会全体が十分に機能するためには、それを構成している各々の社会構成体(これは全体社会において相対的に独立している)が全体的観点を失なうことなく、独自の社会政策を行なうことが必要である。そして、そのためには「まず国家的社会政策が社会形成政策としてのその本来の性格に戻ることが要求され^{*}、次に——国家が社会政策の唯一の担い手であり続けることは出来ない^{**}から——国家的

社会政策の分権化と社会政策の自律化 (Autonomisierung) とが要求される。」(S.31) また、ここでいう社会政策の自律化とは「社会構成体またはその指導者による社会政策的努力の担当」(S.31)を意味する。

- * 「社会政策が19世紀の初期に登場した頃、社会形成政策としてあらわれたのと同様に、われわれの社会政策は再び明白な社会形成政策、すなわち、その施策において、まず人間の共同生活の秩序をめざし（社会的秩序政策）、それから社会全体の一定の福祉を達成し維持しようとする（社会的福祉政策）目的努力性という意味における社会政策にならなければならない。

社会政策が再び社会形成政策になるためには、その努力が社会的存在 (das gesellschaftliche Sein) の深い認識に基づき、社会的存在当為の明白に把握された目的 (ein klar erfaßtes Ziel des gesellschaftlichen Seinsollens) に向けられていることが必要である。これに加えて、今日においては、社会学ならびに社会心理学が経験から獲得された科学的武器を提供しているの、その助けによって社会政策の転換が行なわれるべきである⁹⁾。」(力点は佐護)

- ** 「国家は社会生活の多数の形態と比較して、きわめて重要な意義を持っているけれども、それは社会政策の担い手でありうる唯一の形態ではない。それどころか、国家は、社会存在ならびに社会構造における変化が国家生活ならびに国家の大きい変化を引き起した後においては、(社会政策の) 排他的担い手に止まるべきではない¹⁰⁾。」

社会全体が十分に機能するためには、そのなかにあって相対的に独立しているその構成要素としての「経営」にもまた当然、社会形成政策の意味での社会政策的課題 (=経営社会政策の課題) が課せられるわけである。この点に関してゲックは次のように言っている。

「はっきりとこう言える。……特に産業企業の工場指導 (者) ——または、余り適切な表現ではないが、経営指導 (者) ——に対して、……人間的課題、すなわち経営社会政策の課題が設定される、と。

工場、または経営は、……多くの点において、独自の・社会構成体的社会政策 (spezifische, sozialgebildliche Sozialpolitik) の担い手として、しかも経営社会政策の担い手として、予定されたものごとくあらわれざるをえない。

経営はまず作業空間 (Arbeitsraum) として、産業で活動している人々の生活のかなりの部分であり、これは外見上自由にみえる経営外の世界にしばしばその重苦しい放射を送る。多くの場合、家庭について経営ほど強く労働している人々を把えている社会構成体は他にない。多数の人々にとって最も直接的である世界

からの、これらの人々の秩序と福祉への働きかけが最も効果的であるように思われるので、経営社会政策は国家的社会政策の有効な補完とみなされうる。

経営はそれからまた社会を危うくする状態の出発点でもある。かの『社会不安 soziale Unruhe』として特徴づけられる現象の源は、疑いもなく、もっぱら経営だけに求められるべきではないが、確かにかなりの程度においてそうである。……とりわけ重大なのは、社会構成体としての経営は、摩擦、葛藤 (Konflikte) 抗争 (Kämpfe)、解雇の危険などをもち、また労働している人々の精神を襲う諸々の事柄は、人間の品位を傷つける恐れがあり、……個々の労働者の生活における不安、それからまた経営外の社会不安を結果として引起すという事実である。

これらの社会不安の除去に、企業者または企業指導(者)は高度の関心を持っている¹¹⁾。」

これは、経営社会形成に対する、全体社会において相対的自立性を有している社会構成体としての「経営」の自己責任論としての自律的経営社会政策論の主張である。

以上、経営社会政策の本質規定、ならびにそれと関連する限りにおいてその性格を明らかにして来たので、次に、経営的社会政策と社会的経営政策とが、ゲックにおいてはいづれも自律的経営社会政策として統一されている理由・根拠を検討することにしよう。

すでにみたごとく、ゲックのいう社会政策には存在認識の側面とその認識成果に基づいての形成の側面とがある。このことは、社会政策の一つの形態である自律的経営社会政策の場合にも同様である。このように把握し、社会政策の形成の側面に焦点をあてて考え、またゲックのいう社会政策が社会形成政策、すなわち人々の共同生活の秩序ならびに人々の福祉をめざす形成の試み・働きかけ、と規定されている点を考えるならば、目的がどのようなものであれ、ある施策が秩序または福祉に向けての形成の試み・働きかけであるならば、それで社会政策であるためには十分である、ということになるわけである。——「諸施策が『社会政策的』という特性を受取るには、善に向けてであれ悪に向けてであれ (ob zum Guten order zum Schlechten)、またどのような動機からであるかにはまったくかかわりなく、すなわち究極目的としてか中間目的としてかにはまったくかかわりなく、社会的諸関係——共同生活の秩序または人々の福祉——が影響を受けるかまたは受けざるをえない、ということでは十分である。」(S. 59)

このようなゲックの社会政策観からすると、社会目的を追求する経営的社会政策とそれを中間目的として追求する社会的経営政策とが共に自律的経営社会政策のなかに含まれている理由はいちおう理解出来るわけであるが、それぞれ異なった目的を追求する両者がいかにして矛盾なく結びつけられるかは依然として明らかではない。この点を知るためには、更に彼の①「倫理的に担われた現実的・積極的課題」による経営社会政策の基礎づけ方、ならびに③「経営」観をみなければならない。以上述べて来た彼の経営「社会政策」観は、いわば①と②によって支えられているとみる事が出来るからである。次にこの点にすもう。

- [注] 1) Geck, L. H. A. : Das Werden der betrieblichen Sozialpolitik als Wissenschaft in Deutschland, in : Schmollers Jahrbuch, 58. Jg., 1934, SS. 569—583. 前掲 „Grundfragen~, 1935 “ に収録。
- 2) 経営の社会的問題性に関しては、詳しくは次のものを参照。
Geck, L. H. A. : Die soziale Problematik des Industriebetriebes, in : Der Praktische Betriebswirt, 1934, SS. 242—249.
- 3) Geck, L. H. A. : Grundfragen~, 1935, SS. 55—56.
- 4) 他律的経営社会政策としては、国家的経営社会政策、雇用人団体的経営社会政策ならびに労働組合的経営社会政策が挙げられている。(Vgl. Geck, L. H. A. : Grundfragen~, 1935, S. 32 und 56)
- 5) Geck, L. H. A. : Staatliche Sozialpolitik—Gesellschaftspolitik—Betriebliche Sozialpolitik, in : Soziale Praxis, 40. Jg., 1931, Sp. 49.
- 6) Geck : a. a. O., Sp. 38.
- 7) Geck : a. a. O., Sp. 49.
- 8) Geck, L. H. A. : Grundfragen~, 1935, S. 30
- 9) Geck, L. H. A. : Staatliche Sozialpolitik—Gesellschaftspolitik—Betriebliche Sozialpolitik, in : Soziale Praxis, 40. Jg., 1931, Sp. 46—47.
- 10) Geck : a. a. O., Sp. 47—48.
- 11) Geck : a. a. O., Sp. 48—49.
- 12) 戦前の経営社会政策と経営社会学とはきわめて密接に結びついているので——むしろ未分化と言っていい——両者を分離して考えることは出来ないが、いちおう、経営社会の認識の側面は経営社会学の課題であり、その形成の側面は経営社会政策の課題であるとみる事が出来よう。なお、先に引用したブリーフスの言葉 (58ページ) を参照。

III 経営社会政策の対象・内容・課題

ゲックの「倫理的に担われた現実的・積極的課題」による経営社会政策の基礎づけ方、ならびに「経営」観をみる前に、彼のいう経営社会政策の対象ならびに具体的内容（＝諸施策）をみておこう。ゲックによれば、経営諸関係（Betriebsverhältnisse）——果たさるべき自律的経営社会政策の課題はこれに関係している——は、1) 経営構造（die Strukturen des Betriebes）に焦点があてられるか、2) 人間関係（die menschliche Verhältnisse）に焦点があてられるかによって、異なった仕方で分類されることが可能である。

1) まず、経営構造の観点からすれば、経営社会政策の諸施策は経営体制（Betriebsverfassung＝経営の全体秩序 die Gesamtordnung des Betriebes）の構成要素である次の三つのものに向けられる。——①経営的物財体制（die betriebliche Sachverfassung）、すなわち生産技術的諸要素の秩序、②経営的作業体制（die betriebliche Arbeitsverfassung）、すなわち分割された労働の統一への秩序、③経営的人事体制ならびに経営的社会過程および諸関係（die betriebliche Personalverfassung sowie die betrieblichen sozialen Prozesse und Beziehungen）、すなわち経営における人間秩序ならびに人間交通（die Menschenordnung und die Menschenverkehr im Betrieb）。

まず、①の経営的物財体制に対する諸施策は「（労働者の）生命、健康ならびに人格をおびやかす危険の回避を目的とする社会衛生的・事故予防的手段——これは部分的にはすでに国家的経営社会政策によって強制されている——に限定されず、何らかの仕方での結果において労働者にとって重要な、物的経営装置の形成ならびに経営空間の形成」（S. 65）に向けられる。すなわち、この場合、作業速度を規定し、作業の性質・種類（Arbeitsart）に変化を引起し、労働者を肉体的労働から解放するような施策、また労働者を機械によって置換えるような施策、更にまた作業空間（Arbeitsraum）を技術的観点からだけでなく、美的観点からも形成するような施策（これは冷たい醜くさを取り去り、ある種の親しみを与える）等が考えられる。

次に、経営的物財体制とだけでなく経営的人事体制とも密接にかかわりあつて、②の経営的作業体制の形成に対する諸施策がある。これらの諸施策もまたさまざまな仕方で作業速度、作業の性質・種類などを規定することが出来、またたとえば集団生産 (Gruppenfabrikation) のような特殊の組織形態によって新しい社会関係をつくり出すことが出来、そしてまた労働関係 (Arbeitsverhältnisse) の改善に役立つことが出来る。また、「人事体制の領域に入り込み、すでにその本質的变化を意味しているような経営社会政策の作業組織的施策 (die arbeitsorganisatorische Maßnahmen) も指摘されうる。」(SS. 65—66) — 労働者を共同企業者 (Mit-Unternehmer) または下位企業者 (Unter-Unternehmer) として経営に結びつけようとする努力が、一定の経営自立化 (Betriebsverselbständigung) — または職場自己管理 (Werkstättenselbstverwaltung) — を生みだした (たとえば、チェコの製靴工場バツタ Bat'a, ならびにフランスの労働合資会社 commandite en travail におけるごとく) ことが、その例として挙げられる。

最後に、③の経営的人事体制に対する諸施策がある。一般的に言えば、これらの諸施策は「一方においては、支配関係としての労働関係 (Arbeitsverhältnis als Herrschaftsverhältnis) の維持を多かれ少なかれ専制的な仕方でもぎすことが出来、また他方においては、労働関係の何らかの協同化 (Vergenossenschaftlichung) を意図することが出来る — たとえば、労働者代表制 (Arbeitervertretung) の設置、または経営における何らかの一定の限定された労働者の共同決定の承認のようなものによって。」(S. 66) 更に、経営的人事体制に対する施策としては、経営的人事関係 (Personalverhältnisse) に関係あるすべての施策、なかんずく採用、解雇ならびに経営における人間相互の交通 (der Verkehr der Menschen miteinander) に関係あるすべての施策が挙げられる。

2) 人間関係 (die menschliche Verhältnisse) の観点からすれば、経営社会政策の諸施策は、①「人間に対する人間の関係」、②「作業に対する被雇用者の関係」、ならびに③「経営に対する被雇用者の関係」に及ぶ。そして、こ

の場合にもまた、先に述べた「三つに分類された経営体制に対する課題を正しく斟酌するよう努める手段」(S. 66)が考慮されなければならない。これらの手段の性質に着目すると、三つの基本的可能性、すなわち①外的施策 (äußere Einrichtungen), ②精神的施策 (ideelle Handhaben), ならびに両者の結合 (eine Vereinigung von äußeren Einrichtungen und ideellen Handhaben)がある、としてゲックは次のように述べている。

「①外的施策は特に(経営的)物財体制の形成——たとえば、ガスまたは蒸気吸いとり、機械または特に据付られた機械に対する事故予防設備など——の場合に適切であり、これらは被雇用者の生命、健康および人格をおびやかす危険を出来る限り減少させるためのものである。これらの諸施策と並んで、ふつう福祉施策と呼ばれている手段がある。②精神的施策は、良好なまたは少くとも満足する人間関係 (die menschliche Beziehungen) および親密な、気持のこまやかな、出来る限り摩擦のない人間関係 (Menschenumgang) をめざすことによって、なかならず人間交通 (Menschenverkehr) の形成の場合に考慮される。③外的施策と精神的施策の結合は、なかならず(経営的)作業体制の場合に適切であるが、これは物的作業 (die sachliche Arbeit) だけでなく人間的共働 (das persönliche Zusammenwirken) にも影響を及ぼすためである。しかもまた、これ(訳注：両者の結合)は、その他にも、たとえば工場新聞 (Werkszeitung) のようなものまたはその他の経営的施策を手段として用いる試み、すなわち経営との内的結びつきをつくり出そうとする試みの場合にも見出されうる。」(SS. 66—67. 番号は佐護)

さて、経営社会政策は以上述べて来たような諸施策(=手段)を通じて、「それに存在の正当性 (Existenzberechtigung) を与える客観的課題」(S. 69)を果たすわけである。ゲックは、この客観的課題の性格を三通りの仕方の特徴づける。——「われわれが生活の意味に対して受入れている観点からすれば、われわれはこの課題を①倫理的課題 (eine sittliche Aufgabe), ②現実的・積極的課題 (eine realistisch-positive Aufgabe) または③倫理的に担われた現実的・積極的課題 (eine sittlich getragene realistisch-positive Aufgabe) と呼ぶかまたは動機づけることが出来る。」(S. 69. 番号は佐護) そして、ゲックは彼のいう客観的課題から経営社会政策の基礎づけを試みる。当然、その課題の性格に対する三つの考え方に照応して、その基礎づけは三つの仕方でも可能になる。

① まず、倫理的基礎づけ (sittliche Begründung) によれば、およそ次のように言うことが出来る。——「すべての経営的秩序政策ならびに福祉政策… …が行なわれなければならないのは、次の理由による。すなわち、共同生活の良好な秩序によってのみ、この共同生活は個人にとってまた社会的・物的にも価値あるものになるからであり、また産業において活動している人々の生活は経営諸関係によって制限され、多くの点で不利な影響を受けているから、その促進と回復 (Förderung und Wiedergutmachung) に対する倫理的義務——これはまず第一に経営の責任において果たさるべきである——が存在するからである」(S. 69) と。

② 次に、現実的・積極的基礎づけ (realistisch-positive Begründung) によれば、およそこう言える。——「すべての経営的秩序政策が必要なのは次の理由による。すなわち、人間の共同生活において絶えず現れる個人原理と社会原理と人間の物的束縛との抗争 (der Widerstreit von Individualprinzip, Sozialprinzip und sachlicher Gebundenheit der Menschen) は調整 (これは共同生活の機能化に秩序を与えると共に、共働において効率的労働を可能にし保証する、それ故にすべての参加者の利益になる) を必要とするからである。この調整は抗争が顕在化する空間において、しかも企業としての経営を指導する人々によって合目的的に行なわれる。経営参加者のための福祉の育成はすべて生産に対する健全な人間的基礎を強化する」(S. 69) と。

③ 最後に、倫理的に担われた現実的・積極的課題によれば、次のような基礎づけが可能である。——「すべての経営社会政策は、それが一般に正当性 (Berechtigung) を持つ限り、一定の生活局面の積極的形成は生活意味を満たす課題であるだけでなく具象的・具体的な精神的・物質的成果の前提でもあるという事実を顧慮して、この世を支配している倫理性の理念 (die Idee der Sittlichkeit) によって要求される倫理的努力である。これは企業者の合目的的な出発点であるので、経営社会政策は——たとえ成果はすべての参加者の利益の問題であるとしても——経営という生活空間に対して倫理的責任を負っている人々、すなわち企業指導(者)または経営指導(者)の課題を意味する。

倫理的義務の信念 (Überzeugung) に支えられて、経営指導(者)は、社会的存在 (das soziale Sein) の認識を考慮しながら、共同生活の秩序とすべての経営参加者の福祉に関して社会的存在当為の諸原則 (Grundsätze des sozialen Seinsollens) を提示し、実現するように努めなければならない。」(SS. 69—70, 力点は佐護)

このようにゲックは、彼のいう経営社会政策の客観的課題からそれを基礎づける。そして彼自身は、経営社会政策の課題の性格を倫理的に担われた現実的・積極的課題であると考え、この立場からそれを基礎づけようとする。すなわち、③の立場をとるわけである。引用から明らかごとく、彼の立場はきわめて倫理的・規範的なものである。経営社会政策の課題自体が、客観的な経営目的から理解されているのではなく、倫理的・規範的に把握されている。

ところで、③の基礎づけ方からも理解されるごとく、自律的経営社会政策は経営の自己責任において行なわれるべき性質のものである。——「経営構成員相互の関係の秩序づけまたはその福祉に対してまず第一に独自の責任を負うことは、本来の経営課題とみなさるべきである。言いかえれば、経営社会政策は経営の本来の課題である。」(SS. 81—82) 「自律的経営社会政策は、本質的にはすべての経営・企業指導(者)によって考慮さるべき課題を意味している。」

(S. 70) このように考えると、経営の本来の課題(＝経営目的の追求)が社会目的の追求を制約しないかどうか、という疑問がただちに生じてくる。この点、ゲック自ら次のように問うている。「(経営の) 本来の課題、すなわち経営の経済的目的を効率的に達成することは、最初から経営からの良い社会政策または社会形成政策、すなわち良い自律的経営社会政策の可能性を強く制約しないかどうか、または排斥さえしないかどうか、そしてせいぜい社会的経営政策、すなわち経営の本来の目的に照応し、それ故に人間の観点からの (in personaler Hinsicht) または社会的手段による経営的経済政策 (betriebliche Wirtschaftspolitik) を意味するにすぎない諸施策に余地を残すにすぎないことになりはしないかどうか」(S. 70) と。

この疑問は、言いかえれば、経営的社会政策と社会的経営政策とは矛盾しな

いかどうかということである。ゲックはこれに対して、彼の「経営」観を明らかにすることによって答える。この彼の経営に対する考え方は、すでにみた彼の経営「社会政策」観を支えるものとして、つまりいま問題にしている経営的社会政策と社会的経営政策とが彼においてはなぜ「矛盾なく統一されている」のかを理解する上できわめて重要である。——

「そのような疑問（訳注：上に述べた疑問）は、経営または企業は独立のまたは自足的な構成体を意味するものではない、ということ等を閑に付している。経営は、経済的にみると国民経済的（および世界経済的）全体における一つの肢体（ein Glied）にすぎない、また社会的にみると人間から成り人間のために存在している、それ故に社会組織における、社会全体における一つの肢体を成しているにすぎない構成体である。たとえもし、直接的な経営目的が明らかに効率的な生産を意味するとしても、生産それ自体、従ってましてや経営それ自体は自己目的ではない。経営は経営意味（Betriebssinn）から、そしてまたそれから出てくる本来の経営課題（Betriebsaufgabe）からその本質的規定を受取る。その課題——人間の欲求・享楽充足（die menschliche Bedürfnis- und Genußbefriedigung）に奉仕すること——によって、経営は高度の文化的課題ならびに社会的機能を果たす。経営経済は、従って、経営意味に従属させられた経営目的にすぎない、それ故に、社会的課題を果たすための手段にすぎない。すなわちそれは本来最も広い意味における社会政策の手段である。この手段の目的の達成過程において——経営の経済生活ならびに国家的に統一された社会の経済生活において——、再び社会政策的施策の必要性が明らかになる——経済領域における人間の共同生活を秩序づけるために、また多くの個人の経済外的共同生活ならびに福祉を経済経過（Wirtschaftsgang）からおびやかす有害な結果を排除するか、または少くとも緩和するために。更に、われわれが、社会政策的諸施策の相当の部分がその社会的努力において物質的手段（materielle Mittel）を用いていることを考慮に入れるならば、経済的なものと社会的なものとの内的密着——これは経済政策が上位が社会政策が上位かの問題をお互に外見上の問題として認識させる——は明らかになるであろう。生活の諸事実が、全体経済生活における経済政策と社会政策（Wirtschafts- und Sozialpolitik）との相互作用、ならびに経営的経済政策と経営的社会政策（betriebliche Wirtschafts- und betriebliche Sozialpolitik）との相互作用を要求する。——時的には、社会的必要性を広範に無視する純粋の経営経済政策的志向をとる場合でも、企業はまったく効率的であることが出来るにもかかわらず、もしそれがこの誤った——というのは、経営意味および肢体としての経営の性格に照応していないから——、それ故に一面的な経営政策を固執するならば、長期的には、少くとも間接的には自らを危くするであら

う。社会構成体としての経営は、同時に他の社会構成体——家族、自治団体、国家など——の成員である人々を含んでいる。肢体 (das Glied) が損なわれると全体 (das Ganze) が損なわれる。全体が損なわれると肢体が損なわれる。経営における人間をまさに人間として無視する経営は、国家全体 (das Staatganze) ならびに経営において活動している人々が属しているすべての社会構成体を損なう。この損傷 (Schädigung) は直接的・間接的に経営に遡及的に影響する。それ故に、もし自律的経営社会政策が真の社会形成政策でなく、単に社会的手段による経営経済政策にすぎないならば、またもしそれが良い社会政策を意味しないならば、それはその本来の意味に適合しないだけでなく、結局は、経営目的にも真には奉仕することが出来なくなるであろう。それ故に、自律的経営社会政策——企業自身のそれであれ、企業外のそれであれ——が真の経営社会政策であるということは、企業自身の最高の持続的関心事 (Dauerinteresse) である。もし、社会的経営政策の諸施策の決定および取扱いにおいて、示唆された諸連関が等閑に付されないならば、一見したところ存在している社会的経営政策と経営的社会政策との矛盾は消滅する。」(SS. 70—72、力点は佐護)

以上、ゲックのいう経営的社会政策と社会的経営政策とは、彼の①経営「社会政策」観ならびにそれを支えている②「倫理的に担われた現実的・積極的課題」による経営社会政策の基礎づけ方、なかんずく今みた③「経営」観によって、いずれも自律的経営社会政策として矛盾なく統一されるものとされた。すでに繰返し述べたごとく、ゲックは社会政策を社会形成政策として把握することによって、秩序または福祉に向けての形成の試み・働きかけは、その目的のいかに問わず、すべて社会政策であるとした。このように把握することによって、社会目的を追求する経営的社会政策も経営目的を追求する社会的経営政策も共に自律的経営社会政策 (これは社会形成政策の一形態である) とみなされた。そして、この経営「社会政策」観は、上述の②および③によって支えられているわけである。

最後に、ゲックが経営の本来の課題であるという自律的経営社会政策と、国家を主体とする国家的経営社会政策 (両者は最広義の経営社会政策に含まれる) の関係に触れておこう。ゲックは次のように述べている。

「自律的経営社会政策は、まず、いわば国家によって認識されることが不可能であるかまたは国家によって規制されえないような経営の社会的課題の遂行に向

けられている。なぜならば、この課題は法的秩序が実際には無力であらざるをえないような人間の領域 (die Sphäre des Persönlichen) ——経営指導(者)だけでなく、その他経営において活動している人々を顧慮しての——に属しているからであるか、またはその解決が個々の経営の特性との関連においてのみ可能だからである。これを超えて、自律的経営社会政策の課題領域は、まったく一般的に、まっすぐ (in Richtung) 国家的経営社会政策の補完に及ぶ。当然、二種の社会政策の移行と交叉 (Übergänge und Überschneidungen) が生じる。……国家には、自律的経営社会政策に対する一定の監督権、それどころか監督義務が認めらるべきである。……しかし、国家はその画一的な社会政策立法 (sozialpolitische Kollektivgesetzgebung) によって、企業者の社会的イニシアティブを妨げること避けなければならない。国家は、逆に、法的強制を超えて出来る限り経営社会的作業 (betriebssoziale Arbeit) に刺激を与えるべきである —— 社会政策立法の『das soziale Minimum』を自由なイニシアティブによって補完するために。」(SS. 73—75)

このように、ゲックは自律的経営社会政策と国家的経営社会政策との関係を、前者が後者を補完すべきものとして把え、経営が自らのイニシアティブにおいて自律的経営社会政策の課題を果たすべきことを要求する。——「ドイツの企業者は、経営から行なわれうるすべての社会的課題の充足に奉仕する経営社会政策に対するイニシアティブを發展させるべきである。従来よりも一層、企業者ならびに経営指導者、すなわち新しいドイツならびに全世界の経営指導者は、経済的大担さとならんで、社会的イニシアティブを發展させなければならないし、また發展させることが出来る。」(S. 83) このような彼の主張は、経営は全体社会において相対的に独立している社会構成体である、またはより一般的には、肢体ないしは「器官 (die Organe) が一定の——たとえ限定されたものであるとはいえ——独自の力を持つ」(S. 81) という彼の基本的な考え方から出てくるものである。⁶⁾

[注] 1) Geck, L. H. A. : Grundfragen~, 1935, SS. 64—65. ここでの人間交通とは、「人間相互の関係」ぐらいの意味である。なお、この三分は1931年刊の著書において、すでになされている。——「経営の全体秩序または最も広い意味における Betriebsverfassung の内部においては、Sachverfassung, Arbeitsverfassung ならびに Personalverfassung が区別される。この区分は純粋に物財的なもの (das rein Sachliche)

から物財的・人間的なもの (das Sachlich-Menschliche) を経て純粋に人間的なもの (das rein Menschliche) への視点の移動を意味している。」(Geck, L. H. A. : Die sozialen Arbeitsverhältnisse~, 1931, S. 3)

- 2) Geck, L. H. A. : Grundfragen~, 1935, S. 65.
- 3) Geck : a. a. O., SS. 65—66.
- 4) Geck : a. a. O., S. 66.
- 5) Geck : a. a. O., S. 66.
- 6) ゲックはこのような考え方から、次のようなナチスの主張、すなわち、「社会政策は全体国家政策の不可欠の有機的部分である」、「社会政策は全体的国家社会主義的国民政策の部分である」、「社会政策の担い手は第三帝国においては、唯一無二、国家だけである」また「企業者すなわち経営の指導者も比較的大きい社会政策的課題領域を受取る、しかしその性格においては国家から委任された執行人としてにすぎない。国家が企業者に彼が果たすべき社会政策的機能を与える」等という主張に反対している。(Geck, L. H. A. : Grundfragen~, 1935, SS. 79—83) ナチスの全体主義に対する一つの批判である。

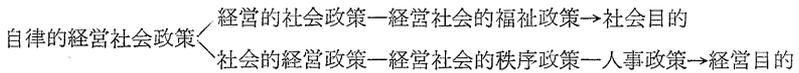
むすび——ゲック経営社会政策の性格

以上、わたしはゲックの論理展開に内在しつつ、彼のいう経営社会政策の全体像を把握するように努めると共に、その概念、本質、対象、内容ならびに課題を考察し、その性格を明らかにして来た。以下、簡単に整理し、若干の問題点を指摘しておきたい。

経営社会政策に対するゲックの基本的な考え方はこうであった。——社会政策を社会形成政策、すなわち「人々の共同生活の秩序ならびに人々の一定の福祉をめざす形成の試み¹⁾」として把握する。従って、社会政策は秩序政策と福祉政策の二側面を持つことになる。この意味での社会政策を「形成意思」として把握し、またその科学としての性格を「社会的存在当為の科学」と規定する。そして、社会全体が十分に機能するためには、各々の社会構成体が独自の社会政策的努力をすることが必要であると考え(これは肢体ないしは器管が一定の独自の力を持つ、という考え方から出て来る)。そのためには、まず、国家的社会政策が社会形成政策になること、次に、国家が唯一の社会政策の担い手であり続ける

ことは出来ないから、国家的社会政策の分権化と社会政策の自律化（＝社会構成体による社会政策的努力の担当）が要求される。このように考え、「経営」に社会政策的課題（＝経営社会政策の課題）を課す。経営社会政策も社会政策の一つの形態であるから、①秩序政策と②福祉政策の二側面を持つ。また、自律的経営社会政策を、追求する目的の相違（社会目的か経営目的か）によって③経営的社会政策と④社会的経営政策とに峻別する——。

ところで、社会政策の二側面である「①、②」、と「③、④」との関係はいちおう次のように図式化できよう。



上述の③と④とは、明らかに異質のものである。この点はゲック自身も認めている。——「経営目的はしばしば人間の前に存在し、人間を十分に顧慮しない。……狭義の自律的経営社会政策が……多くの福祉活動を実現して来ており……国家的社会政策の先駆者になったとすれば、社会的経営政策は過去において大きい社会不安の主要な出発点の一つになった。」(S.62)「(経営の)本来の課題、すなわち経営の経済目的を効率的に達成することは、最初から……良い自律的経営社会政策の可能性を強く制約しないかどうか、または排斥させないかどうか、そしてせいぜい社会的経営政策……に余地を残すにすぎないことになりはしないかどうか。」(S.70) ゲックは両者の異質性を認めた上で、なおかつこれらを自律的経営社会政策として統一する。

彼によれば、目的のいかんを問わず、秩序または福祉に向けての「形成の試み・働きかけ」はすべて社会政策とみなされた。ところが、追求する目的を異にする経営的社会政策と社会的経営政策とが異質のものであり矛盾せざるをえないものである限り、両者を統一するためには、外部から倫理・規範を持たむ以外に方法がないことになる。この点は、彼が科学としての社会政策の性格を①「社会的存在当為の科学」と規定した仕方、②「倫理的に担われた現実的・積極的課題」による経営社会政策の基礎づけ方₂₎、ならびに③「経営」観のうち₂₎に明白に読みとることができる。従って、彼の経営社会政策論の性格は、全体

社会において相対的に独立している社会構成体としての「経営」の自己責任論としての規範的経営社会形成論である、と言うことが出来る。

いちおう、このように理解できるわけであるが、彼の経営社会政策概念の曖昧さは依然として残る。特に「①福祉政策と②秩序政策（＝社会政策の二側面）」と「③経営的社会政策と④社会的経営政策」との関係がそうである。また、①と②の関係、ならびに③と④の関係さえも決して明白なものとは言えない。並列的に扱われているようでもあり、一方が上位におかれているようでもある。この原因はさしあたり社会目的と経営目的という彼の考え方、ならびにこれと関連している彼の二元論的思考にあるように思われる。

そもそも社会目的と経営目的という概念が曖昧である。両者を二元論的に、並列的に扱えようとするゲックの立場を承認するとしても——超越的な批判はおくとして——ある施策がそれらのうちのどちらを追求しているのかは、客観的にはきめがたいように思われる——ゲック自身、流動的なものも少なからずあることを認めてはいるが、いきおい経営者の主観的な目的または動機によらざるをえなくなるように思われる。これが、彼の経営社会政策概念を曖昧にしている一因であると考えられる。

次に彼の二元論的思考を指摘しておこう。彼は、一方においては①<自律的経営社会政策—経営社会的福祉政策—経営的社会政策→社会目的>を、他方においては②<自律的経営社会政策—経営社会的秩序政策—社会的経営政策—人事政策→経営目的>を考へており、両者の異質性を認めた上で、倫理・規範を持込むことによって両者を統一したとみることが出来るわけであるが、現実の諸施策を考える場合には、彼は②の考え方に支配されざるをえなかったのではないか。理念的には①の考え方へ一元化する方向で考へながらも、現実には②に力点をおいて考へざるをえなかったのではないか。つまり、①は②に対して手段（＝中間目的）としての意味を持つことを認めざるをえなかったのではないか。——わたしにはこのように思われる。特にゲックが次のように言う時そうである。——「もし自律的経営社会政策が真の社会形成政策でなく、単に社会的手段による経営経済政策にすぎないならば、またもしそれが良い社会政策

を意味しないならば、……経営目的にも真には奉仕することが出来なくなるであろう。それ故に、自律的経営社会政策……が真の経営社会政策であるということ、企業自身の最高の持続的関心事である。」(SS. 71—72)

また、彼の社会政策自体が秩序政策に力点があるとも解釈できる。——「社会形成政策、すなわち、まったく一般的に、共同生活をしている人々の諸関係の秩序に向けられる形成の試み。」(S. 78)「すべての秩序は一定の福祉も含んでいるから、社会政策は簡単には人間の共同生活の秩序政策と解釈されうる。」⁴⁾

ゲックは上述の①と②の考え方を統一したつもりでも、彼が自律的経営社会政策を言う時、ある場合には①の方向へ一元化して考え、ある場合には②の方向へ一元化して考えているのではないだろうか。つまり、①と②の考え方が混在しているのではないだろうか。そのため、経営社会政策の概念が曖昧になっているように思われる。しかし、この点の立入った検討は、彼の第三著作『社会的経営管理論』⁵⁾の研究とあわせて、今後の課題としたい。

〔注〕1) Geck, L. H. A. : Staatliche Sozialpolitik—Gesellschaftspolitik—Betriebliche Sozialpolitik, in: Soziale Praxis, 40. Jg., 1931, Sp. 49.

2) ゲックは客観的経営目的から経営社会政策を基礎づけることをせず、これを倫理的・規範的に基礎づけることによって、経営的社会政策と社会的経営政策とを並列的に扱った(つまり、経営的社会政策に一元化した形になっている)が、戦後、ハックスは客観的経営目的(=利潤追求)から経営社会政策を基礎づけ、それを経営政策に、すなわち、社会的経営政策に一元化して理解している。経営社会政策の(経営)経済学化である。Vgl. Hax, Karl: Betriebliche Sozialpolitik als Teilbereich der Unternehmenspolitik, in: ZfhF, 1955, SS. 1—21. なお、次のものを参照。木元進一郎「経営社会政策における『道義論』と『経済理論』」(『PR』第7巻第2号)。副田満輝「ドイツ経営経済学体系における労働論の位置と内容③」(九大「経済学研究」第36巻3・4号)

3) 副田教授は、ゲックは「経営社会政策の本義と理念を守ろうとしたが、彼自身また経営社会政策の現実を取扱うに及んで、社会的経営政策論にますます傾いていった」と指摘しておられる。(副田満輝, 前掲稿③, 34ページ)

4) Geck, L. H. A. : Sozialpolitische Aufgaben, Tübingen 1950, S. 19.

5) Geck, L. H. A. : Soziale Betriebsführung, 1938, 1953.

(同書は、現在、わたしの手許にない)